

# 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年第79号）	改正法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財務諸表規則
企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」	四半期会計基準
企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」	中間会計基準
企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する企業会計基準の適用指針」	中間会計基準等
中間連結財務諸表等の作成基準	中間作成基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●企業内容等の開示に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する留意事項について	
	▼四半期情報の記載関係	
1.	<p>通常方式以外の様式により作成される有価証券届出書又は発行登録書においても、それぞれの様式に応じた適切な記載場所において、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期又は第3四半期の決算短信で開示される四半期財務諸表を記載できる点を明確化いただきたい。</p> <p>開示ガイドライン5-21-2の適用主体として、同改正案は「本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社」と規定していることから、新規上場に伴い提出される有価証券届出書については四半期財務諸表を記載することを許容する趣旨とも思われるが、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2号様式以外の有価証券届出書等においても四半期に係る財務情報の記載が可能であること及び提出会社が上場時に四半期決算短信を開示する予定であり、金融商品取引所の定める規則に準じて四半期に係る財務情報を作成している場合にも本規定が適用されることが明確になるよう修正を行いました（開示ガイドライン5-21-4）。</p>

	<p>1. 日本の金融商品取引所に株式を上場しようとする会社は、第2号の4様式で有価証券届出書を作成する必要があるところ、同改正案は第2号様式の有価証券届出書のみを対象とするものであると思われる。また、</p> <p>2. 同改正案が適用される要件として、「金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している」ことが要求されているが、四半期報告書の廃止に伴い上場承認時に提出される上場申請のための四半期報告書も廃止されることから、上場日に四半期決算短信を開示する予定であることをもって「金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているとき」という文言に形式的に該当するか否かが不明確であると思われる。</p>	
2.	<p>開示府令第2号様式だけでなく、IPO時に使用される第2号の4様式にも同様の趣旨が妥当することを明確にされたい。第2号様式記載上の注意(61)以下の規定は、第2号の4様式記載上の注意(12)以下に置き換えられているため、同記載上の注意冒頭の「第2号様式に準じて」で読み込めるか疑義がある（「次に掲げるものを除き」で除外されているようにも読める。）。</p>	
3.	<p>「四半期に係る財務情報を作成している」を開示ガイドライン5-21-3と揃えて「四半期に係る財務情報を作成しようとしている」など、IPOの際に四半期財務情報を開示することを許容する趣旨であることが明確となる書きぶりに修正することをご検討いただきたい。IPO直後に四半期決算短信が公表されるのであれば、投資家保護の観点からはIPO開始時点で投資家に開示することが望ましい。5-21-2冒頭で「本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社を含む。」としていることからすれば、改正案もIPO時の四半期財務情報の開示を許容する趣旨と</p>	

	<p>思われる。しかし、IPOローンチ時（上場承認日・有価証券届出書提出日）には、まだ四半期決算短信を「作成している」といえない。そのため、IPOの際に四半期財務情報を開示することを許容する趣旨であることが明確となる書きぶりとするべきである。</p>	
4.	<p>開示ガイドラインにつき、同項の定める場合においては、開示府令第2号様式以外の様式（例えば、第2号の4様式）においても、同様に「経理の状況」の「その他」にて直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を併記することが可能であるという理解でよいか。</p>	
5.	<p>新設される開示ガイドライン5-21-2、5-21-3、5-21-5は、本邦の金融商品取引所に発行株式を上場している会社及び本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社が「金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している場合」について規定されているが、例えば、これまで任意に金商法による四半期財務諸表を作成し公表していた非上場会社が、改正後も自社のHP等で任意に第1四半期・第3四半期の四半期財務諸表を公表する場合、社債発行等における有価証券届出書等の発行開示書類において任意に当該四半期財務諸表を併記することは否定されるものではないと解してよいか。</p>	<p>提出会社が非上場会社である場合であっても、上場会社等に準じて任意に四半期に係る財務情報を記載することが可能であることを明確にするため、開示ガイドライン5-21-3を修正いたしました。</p> <p>なお、この場合には、四半期に係る財務情報のほか、当該四半期に係る財務情報の作成に当たり準拠した基準等を記載する必要があると考えられます。</p>
6.	<p>「法第24条第1項第1号に掲げる有価証券を発行する者」とは、当該有価証券を既に発行している者及び発行（上場）しようとする者という理解でよいか。</p> <p>すなわち、非上場会社等のこれらに該当しない者は、第1・第3四半期連結財務情報を記載することはできないということになるか（開示ガイドライン5-21-5に列挙された項目の金額のみに限定されるか）。</p>	
7.	<p>単体に関する四半期財務諸表、四半期業績の概要にも開示ガイドライン5-21-2、5-21-3は適用されるものか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、単体に関する四半期財務諸表、四半期業績の概要にも開示ガイドラインの規定が適用されることを明確化することとい</p>

		たしました。
8.	開示ガイドライン5-21-3「四半期に係る財務情報を作成しようとしているとき」は、四半期決算短信が提出される前と理解してよいか。	ご理解のとおりです。
9.	<p>新設される開示ガイドライン5-21-2、5-21-3、5-21-5は、公募増資等（新規上場時を含む）において、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期・第3四半期の決算短信で開示される四半期連結財務諸表及び四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を有価証券届出書（第2号様式）の「第5（経理の状況）」の連結財務諸表・中間財務諸表に併記できるよう追加されたものと理解した。</p> <p>一方で、組込方式の有価証券届出書（第2号の2様式）並びに参照方式の有価証券届出書（第2号の3様式）・発行登録書・発行登録追補書類では、（経理の状況）が記載されている既提出の有価証券報告書及び半期報告書が組込書類あるいは参照書類とされているため、（経理の状況）欄に当該四半期連結財務諸表及び四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を併記するとの対応は実務上困難である。</p> <p>新設される開示ガイドライン5-21-2、5-21-3、5-21-5又は他の改正内容からは、同様の趣旨が組込方式、参照方式にも適用、準用されるように読めないため、開示の様式により情報の格差が生じることのないよう、改正後も、組込方式有価証券届出書の「追完情報」及び参照方式有価証券届出書等の「添付書類」において、金融商品取引所の定める規則により作成した四半期連結財務諸表及び四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を引き続き記載または添付できることとする旨を明記するか、または別途念頭に置かれている開示手法があれば確認したい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2号様式以外の有価証券届出書等における四半期に係る財務情報の記載の取扱いについては、改正前の取扱いを踏まえて、組込方式の有価証券届出書の場合にあっては追完情報に、参照方式の有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類においては添付書類として、記載又は添付することができることを明確化しました（開示ガイドライン5-21-8）。</p>
10.	有価証券届出書第2号様式には直前四半期に係る財務情報を掲載することができる	

	<p>こととなっているが、様式による情報格差がでないよう、第2号の2様式においても四半期情報を掲載可能としてはどうか。</p>	
11.	<p>開示ガイドライン5-21-2及び5-21-3は第2号様式に関するものであるが、これを準用する他の様式（例えば、第2号の2様式、第2号の3様式及び第2号の4様式など）においても四半期財務諸表又は四半期に係る経営成績の概要の任意掲載は可能であるとの理解でよいか。</p> <p>その場合、第2号の2様式及び第2号の3様式においては「経理の状況」に相当する記載欄が存在しないため、別の記載欄において記載する（例えば「募集又は売出しに係る特別記載事項」等を設けて記載する）ことが可能との理解でよいか。</p>	
12.	<p>通常方式以外の様式による有価証券届出書においても四半期財務諸表を記載することが許容される場合、組込方式による有価証券届出書（第2号の2様式）及び参照方式による有価証券届出書（第2号の3様式）においては、経理の状況を含む企業情報を記載する欄が様式上存在しない。</p> <p>そのため、それぞれ追完情報（組込方式の場合）又は業績の概要の添付（参照方式の場合）によって四半期財務諸表の開示を行うことも考えられるが、これらの方法に加えて、証券情報である特別記載事項において四半期財務諸表を記載することも許容されることを明確化いただきたい。</p>	<p>第2号様式以外の有価証券届出書等における四半期に係る財務情報の記載の取扱いについては、改正前の取扱いを踏まえて、組込方式の有価証券届出書の場合にあっては追完情報に、参照方式の有価証券届出書及び発行登録書においては添付書類として、記載又は添付することができることを明確化しました（開示ガイドライン5-21-8）。</p> <p>もっとも、上記規定はあくまで一例にすぎないため、提出会社が、投資者への情報提供の観点から適当と考える場合には、証券情報として記載することも妨げられないものと考えられます。</p>
13.	<p>「併せて掲げる」「併記する」「併せて」とあるが、四半期に関する情報の追記箇所について、経理の状況への併記だけでなく、「第一部 証券情報」内の「募集又は売出しに関する特別記載事項」など、別の場所での記載も許容されることを明確にされたい。この点、第2号様式だけでなく、組込方式（第2号の2様式）及び参照方式（第2号の3様式）を利用する場面でも、四半期財務情報を開示することが考えられる。この場合、有価証券</p>	

	届出書に経理の状況の欄は存在しないため、この点からも、「第一部 証券情報」内の「募集又は売出しに関する特別記載事項」など、別の場所で記載可能であることを明確にされたい。	
14.	<p>開示ガイドライン5-21-2において、「……に係るこれらの書類のほか……直近の四半期連結累計期間に係るこれらの書類を併せて掲げることができる。」とあるが、「のほか、」の読み方を確認したい。第2号様式記載上の注意(61)等に従って、開示府令に基づく中間情報を併せて掲載する場合、取引所の規定に基づく第1四半期、第2四半期及び第3四半期に係る情報のうち、提出時期によって、いずれかの相応しい情報を1つ提出会社が選択して掲載するというのでよいか。開示府令に基づく中間情報が掲載される場合は、「開示府令に基づく中間情報」に加えて「直近の第3四半期に係る情報」が併せて掲載されることがありうるように読めるが、正しいか。</p> <p>また、第2四半期に係る情報については、「開示府令に基づく中間情報」に加えて「取引所の規定に基づく第2四半期に係る情報」が併せて掲載されることもありうるかと考えてよいのか。</p> <p>加えて、金融商品取引所ベースの情報を併せて掲載する際のXBRLタグ付けの取扱いについても確認したい。当該情報への詳細なタグ付けをすることはEDINETの仕様上困難ではないかと推測されるが、金融商品取引所の四半期情報を併せて掲載する場合に、XBRLタグ付けはどのように考えればよいか確認したい。</p>	<p>1点目については、ご理解のとおりです。有価証券届出書の提出時期によっては、開示府令に基づく半期に係る財務情報(中間財務諸表等)とともに、直近の第3四半期に係る財務情報を併せて記載することができます。</p> <p>2点目については、開示府令に基づく半期に係る財務情報と取引所の規定に基づく第2四半期に係る財務情報は同一の期間に関するものであることから、これらを併せて記載する必要はありません。一方で、開示府令に基づく半期に係る財務情報の掲載が可能になる前(事業年度開始後おおむね6か月を経過した日から半期報告書の提出期限を経過する日まで)に有価証券届出書を提出する場合には、6箇月の経営成績の概要として第2四半期に係る財務情報を記載することが考えられます。</p> <p>なお、四半期に係る財務情報の記載は任意であることから、XBRLタグ付けは不要ですが、提出会社が提出者別タクソノミ等によりタグ付けを行うことは妨げられるものではありません。</p>
15.	開示ガイドライン5-21-3は、直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を併記することができるとするが、これは同5-21-2の四半期財務情報が記載されていることを前提としているはずである。文言上、その点を明確に規定すべきではないか。	開示ガイドライン5-21-3は、直近の四半期に係る財務情報がまだ作成されていないときに、当該四半期に係る経営成績の概要を記載することが可能であることを明確化するものです。そのため、必ずしも四半期に係る財務情報が記載されている必要はありません。

16.	<p>経理の状況において、第1又は第3四半期の決算情報を追加することが出来る旨が規定されているが、かかる対応を行った場合にも「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については追加不要との認識か。「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載上の注意(32)にも同様の規定を設けられてはいかがか。</p>	<p>提出会社が、四半期に係る財務情報や連結会計年度における四半期情報等を任意に記載した場合における当該四半期に係る「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載については、当然にこれが義務付けられるものではありませんが、投資者に有用な情報を提供する観点からは、積極的に記載することが望ましいと考えられます。</p>
17.	<p>開示ガイドライン5-21-2の「これらの書類」は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結損益及び包括利益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を指している。上記以外にも、例えばある四半期に関するいわゆるMD&amp;Aの記載など、当該四半期に関するその他の情報を記載することが否定されているわけでないことを明確にされたい。</p>	
18.	<p>取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、直近の四半期連結累計期間に係る書類を掲載することができ、その場合は当該財務情報に対するレビュー有無を記載することとなっているが、当該財務情報を有価証券届出書「経理の状況」に掲載した場合、金商法に基づく期中レビューの対象としなくてよいか。</p>	<p>四半期に係る財務情報は任意の記載事項であること、現在の有価証券届出書においても四半期に係る財務情報を四半期の経営成績の概要として記載する場合には当該情報に対するレビューは付されておらず、法定開示書類に記載される財務情報に常にレビューが要求されるものではないこと、取引所の規則に基づく四半期決算短信においても四半期連結財務諸表へのレビューは任意であることなどから、有価証券届出書に四半期に係る財務情報を記載する場合であってもレビューは義務付けしないものとしております。</p>
19.	<p>取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成し有価証券届出書「経理の状況」に掲載した場合で、レビューがない場合は提出者のみにその財務諸表内容の責任があり、正確性の担保等もできないと考える。すなわち、レビューがない四半期情報を有価証券届出書に掲載した場合、目論見書等を使用する者が相当な注意を用いても虚偽記載等を知ることができず、公益又は投資者保護のために適切な対応ができないおそれがある。したがって、取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成し、有価証券届出書に掲載する場合は、レビューを義務付けしてはどうか。</p>	<p>もっとも、四半期に係る財務情報におけるレビューの有無については、投資者が当該財務情報の信頼性を判断するに当たり有用な情報と考えられることから、四半期に係る財務情報を記載する場合には、併せてレビューの有無の記載を求めることとしております。</p> <p>なお、四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表について監査人の期中レビューを受けていない場合であっても、有価証券届出書を提出することを目的として、当該四半期財務諸表に</p>

20.	<p>開示ガイドライン5-21-2は、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときに、直近の四半期累計期間に係る情報を記載することができるとするが、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無の記載を求める点で、レビューがない財務情報を記載することを許容することとなるが、法定開示書類において、監査人によるレビューのない四半期財務情報の記載を認めることには疑問が残る。金融商品取引所の規則による四半期決算短信において、速報性の観点からも、レビューのない財務情報を記載することが認められることには合理性があると考えが、法定開示書類に記載される財務情報に関しては、レビューのなされたものに限るべきではないか。</p>	<p>対して、監査人から期中レビューを受けることは可能であると考えられます。ただし、期中レビューを行うためには一定の時間を要するため、監査人との間で、予め資金調達を想定したスケジュールの共有等を行うことが重要と考えられます。</p>
21.	<p>開示ガイドライン5-21-2において、有価証券届出書（通常方式）での四半期情報の記載が許容されることを勘案すると、</p> <p>(1)有価証券届出書（組込方式）の追完情報に任意で決算概要を記載すること、並びに(2)有価証券届出書（参照方式）、発行登録書及び発行登録追補書類に任意で決算概要を添付することも可能か。</p> <p>(2)の場合において、添付することが可能な場合、添付した決算概要は目論見書への記載事項となり、当該添付書類については表紙頁等に監査法人によるレビューの有無を記載するという取扱いになるか。また、その場合に、レビュー報告書の添付は必要となるか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、有価証券届出書に決算概要等の四半期に係る財務情報を記載した書類が添付された場合、当該財務情報が目論見書の特記事項（開示府令第13条第1項第1号ハ、第14条第1項第1号ハ、第14条の13第1項第1号へ(1)、同項第3号イ(1)等）となることが明らかになるよう、開示ガイドライン7-4を修正しました。</p> <p>この場合において、添付書類におけるレビューの有無の記載箇所に特段の指定はありませんが、投資者にとって分かりやすい箇所に記載することが望ましいと考えられます。</p>
22.	<p>提出会社が金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、直近の四半期連結累計期間に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書を「第5 1 (2)その他」（開示府令第2号様式記載上の注意(66)b)において併せて掲げることができ、この場合には、当該四半期レビ</p>	<p>当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無についての記載場所に指定はありませんが、投資者にとって分かりやすい箇所に記載することが望ましいと考えられます。</p> <p>レビューの有無の記載文言についてはご理解のとおりです。</p>



	<p>ューの有無を記載することとされているが、当該レビューの有無は、開示府令第2号様式「第5 経理の状況」の冒頭に記載するとの理解でよいか。</p> <p>また、当該レビューの有無の記載文言は、単に「当該四半期に係る財務情報に対するレビューは行われている」又は「当該四半期に係る財務情報に対するレビューは行われていない」旨記載すれば足りるという理解でよいか。</p>	
23.	<p>四半期レビューが行われている場合にはそのレビュー報告書を併せて掲げることに留意するものとされているが、レビュー報告書は、EDINETにおいて有価証券届出書の添付書類として提出することとなり、かつ、それが可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>もっとも、四半期に係る財務情報に対するレビュー報告書を提出する場合は、「監査報告書」としてではなく、「代替書面・添付文書」として提出することとなります。</p>
24.	<p>組込方式の有価証券届出書（第2号の2様式）並びに参照方式の有価証券届出書（第2号の3様式）・発行登録書・発行登録追補書類では、（経理の状況）が記載されている既提出の有価証券報告書及び半期報告書が組込書類あるいは参照書類とされているため、（経理の状況）欄に当該四半期財務諸表及び四半期累計期間に係る経営成績の概要を併記するとの対応は実務上困難である。</p> <p>そのため、組込方式有価証券届出書の「追完情報」及び参照方式有価証券届出書等の「添付書類」において、金融商品取引所の定める規則により作成した四半期財務諸表及び四半期累計期間に係る経営成績の概要を追加するため自発的に訂正届出書を提出することを想定して、開示ガイドライン7-7の②、③の次年度の連結財務諸表、改正後④、⑤の次年度の間接財務諸表が作成され、公表された場合の例示に、金融商品取引所の定める規則により作成した四半期財務諸表を作成・公表した場合も訂正届出書を提出することができる旨を明記いただきたい。</p>	<p>有価証券届出書において、取引所の規則により四半期に係る財務情報の作成・公表が行われた場合であっても、監査法人のレビューの有無にかかわらず、訂正届出書の提出が求められるものではありません。また、既に任意で四半期に係る財務情報を記載している場合であっても、四半期財務諸表等が新たに公表され又はこれに係る監査証明を受けたことをもって、訂正届出書の提出が求められるものではありません。</p> <p>もっとも、四半期に係る財務情報が投資者の投資判断に有用と考える場合には、提出会社の判断によって、自発的に訂正届出書を提出することは妨げられません。</p>
25.	<p>開示府令第10条に定める有価証券届出書の添付書類の内容について、開示府令第10条</p>	

	<p>及び開示ガイドライン7-3の③から⑦における四半期報告書に係る記述が削除されている。</p> <p>金融商品取引所の定める規則により第1、第3四半期財務情報を作成しており、その内容が決算短信で公表された場合、開示ガイドライン7-3「記載すべき重要な事実」や同7-6「記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと」には該当しないものの、投資家の投資判断に有用な情報として添付書類とするか否かは発行体及び引受証券会社の判断となるとの理解でよいか。</p> <p>また、監査法人からの期中レビューの有無は、当該判断に影響を及ぼすか。</p>	
26.	<p>開示ガイドライン7-7では、金商法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、金商法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出する場合は例示されている。</p> <p>現行の開示ガイドライン7-7の⑰「有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第2号様式記載上の注意(74)に掲げる事項の一に該当することとなった場合は、⑬として引き継がれるため、新設される5-21-2、5-21-3、5-21-5により、有価証券届出書(第2号様式)の「第5(経理の状況)」欄に併記できる金融商品取引所の定める規則に基づく四半期財務諸表及び四半期累計期間に係る経営成績の概要が新たに作成され、公表された場合についても、自発的に訂正届出書を提出する事由と判断できると解してよいか。</p>	
27.	<p>開示ガイドライン7-3「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」の該当例から、四半期財務諸表の作成、公表に関する規定が削除となっているが、取引所の規則により四半期に係る財務情報の</p>	

	作成、公表がなされた場合でも、今回の改正により法定開示書類での対応は不要という理解でよいか。	
28.	<p>有価証券届出書の訂正報告書を提出すべき場合に関して、開示ガイドライン7-3及び7-7から四半期連結財務諸表の作成・公表・監査証明等に係る場合（改正前開示ガイドライン7-3③④⑩⑪及び同7-7③④⑪⑫⑬⑭）が削除されているが、一般論として、「金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報」を作成・公表し、監査証明を受けたことをもって、直ちに有価証券届出書の訂正報告書を提出する必要があるものではないと理解してよいか。</p> <p>他方、有価証券届出書において、開示ガイドライン5-21-2（「…四半期に係る財務情報を作成しているとき」）に基づき四半期財務諸表等を掲げた場合において、当該四半期財務諸表等が新たに公表され、又はこれに係る監査証明を受けた場合には、原則として有価証券届出書の訂正報告書を訂正すべき場合に該当すると理解すべきか。</p>	
29.	有価証券届出書に監査法人によるレビュー前の四半期の財務情報を記載した場合、当該レビューが終了した後に、訂正有価証券届出書の提出は必要か。また、監査法人によるレビューの終了が払込み後であっても、事後的に訂正有価証券届出書を提出する必要があるか。	四半期に係る財務情報の記載は任意であることから、仮に有価証券届出書にレビュー前の四半期に係る財務情報を記載した場合であっても、レビュー後に訂正届出書を提出する必要はありません。もっとも、提出会社の判断において、自発的にレビューを実施した旨の訂正届出書を提出することは妨げられておらず、この場合には、レビュー報告書を併せて掲げる必要があることにご留意ください。
30.	「金融商品取引所の定める規則」により発行会社が作成した「四半期に係る財務情報」は、金融商品取引所の定める要件を充足し財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合を除き、監査法人によるレビューの有無にかかわらず、金商法第13条第5項の「虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示」には当たらないと見做してよいか。	有価証券届出書等において記載された四半期に係る財務情報が「虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示」に当たるか否かについては、個別事案ごとに実態に即して判断すべきですが、監査法人のレビューの有無により当該判断が変わるものではないと考えられます。なお、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無は記載が必要である点には、ご留意ください。

31.	<p>第1、第3四半期の決算短信で開示される四半期財務諸表を、有価証券届出書、もしくは発行登録追補書類の添付書類とする場合、当該四半期財務諸表が監査人の期中レビューを受けていない場合、引受証券会社に金商法第17条などの虚偽記載に係る責任が生じる可能性がある。</p> <p>虚偽記載等がないことを確認するために引受証券会社としてどのような手続を実施する必要があるか。また、オフリング実務に影響が生じないよう、引受証券会社が果たすべき「相当の注意」の具体的内容について、ガイドライン等を公表する予定はないか。</p>	<p>証券会社等が目論見書を交付する場合等において、当該証券会社等が金商法17条等において賠償責任の免責の条件とされる「相当な注意」を用いたか否かについては、個別に判断されるべきものだと考えられます。したがって、個々の引受証券会社において、現在の引受実務において行われている実務を参考にしながら、個別の発行会社の状況に応じて、必要な手続をご検討いただければと存じます。</p>
32.	<p>日本企業が期中に公募増資その他資本市場での資金調達を行う場合、直近四半期の業績を投資者に開示することが現実的に必要となることが多いところ、独立監査人の監査を受けていない四半期（連結）財務諸表を開示することは引受証券会社の目論見書の使用責任の観点から困難であるため、継続開示において四半期レビューを受けないこととした企業であっても資金調達時には独立監査人から四半期レビューを円滑に受けられる状況がなければ、日本企業の資金調達に重大な支障を及ぼすことが懸念される。</p> <p>かかる懸念を払拭するため、資金調達時のレビューを発行会社と独立監査人の個別の協議に委ねる（その場合独立監査人の協力が得られないことが懸念される）のではなく、発行会社の要請がある場合は独立監査人が四半期レビューを行うよう、貴庁から日本公認会計士協会に要請又は指導を行うことを検討されたい。</p>	<p>四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表について、監査人の期中レビューを受けていない場合であっても、有価証券届出書を提出することを目的として、当該四半期財務諸表に対して、監査人から期中レビューを受けることは可能であると考えられます。ただし、この場合の期中レビュー手続きには一定の時間を要することを踏まえ、発行会社と監査人との間で、予め情報共有するなど、よくコミュニケーションしておくことが重要であると考えられます。</p> <p>当局においても、円滑な資金調達が図られるよう、引き続き関係者と連携してまいります。</p>
33.	<p>訂正届出書の提出事由から四半期財務諸表の開示が削除されていることを踏まえ、仮に、有価証券届出書内において四半期財務諸表を開示することが許容される場合であっても、かかる情報を有価証券届出書に記載しなかったことそれ自体をもって「記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないた</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	めに必要な事実の記載が欠けている」と判断され、金商法上の有価証券届出書や目論見書の不実記載の責任（金商法第17条、第21条）を負うことにはならないと理解してよいか。	
34.	改正案では、訂正届出書の提出事由から「四半期財務諸表が公表された場合」が削除されている。これはすなわち、四半期財務諸表の開示を投資家の便宜のため開示することは許容されている（しかし開示する場合は、開示した内容につき不実記載の責任を負う）が、その一方で、仮に四半期財務諸表を開示しなかったとしても、開示しなかったこと自体で金商法上の有価証券届出書や目論見書の不実記載の責任を負うことにはならないと整理されたと読めるが、そのような整理で差し支えないか明確にされたい。	
35.	改正案において、訂正報告書の提出事由である「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」から四半期の決算確定に係る情報については削除されている。上場会社における四半期の決算情報については適時開示において公表されることが想定されるが、直近の四半期決算情報についてはその数値の多寡にかかわらず、目論見書に記載を行わずとも、目論見書に記載すべき重要な事実が欠けているとの取扱いがなされないとの理解でよいか。	
36.	実際の投資家マーケティングにおいては、四半期情報が公表されていることから四半期情報のロードショーマテリアルへの記載や投資家とのコミュニケーションでの言及も想定される。ロードショーマテリアルについては金商法第13条第5項に規定される目論見書以外の資料に該当するものと認識しているが、現行実務においてはロードショーマテリアル等に掲載する直近の財務数値を含む重要な情報については、金商法第17条に定める目論見書等の使用者における賠償責	ご理解のとおり、募集又は売出しに用いた資料に第1又は第3四半期に係る財務情報を任意で記載した場合でも、当該記載が「重要な事項についての虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示」に該当する場合には、金商法第17条に基づく賠償責任の対象となります。

	<p>任における「相当な注意を用いたにもかかわらず知らず知らずのうちにできなかつたことを証明したとき」の相当な注意を用いるために、目論見書等に当該財務数値を掲載の上で監査法人による監査又はレビュー並びにコンフォートレターの取得を行っている。</p> <p>仮にロードショーマテリアルに記載された直近の四半期情報についても虚偽記載に係る賠償責任が生じる場合には、現行実務と同様に目論見書への四半期情報の掲載と監査法人による監査又はレビュー並びにコンフォートレターの取得が「相当な注意」を用いることになると考えているが、第1又は第3四半期の四半期情報は虚偽記載に係る賠償責任の対象となるか。</p>	
37.	<p>「連結中間会計期間」と規定されている箇所があるが、「中間連結会計期間」となるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたしました。</p>
▼臨時報告書関係		
38.	<p>開示府令第19条第2項第12号の3についても、同項第12号の2と同様に、「重要性の乏しいものを除く」ことを規定すべきである（2023年12月22日公表の「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 42-44 に対する金融庁の回答参照）。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、開示府令第19条の2第12号の3についても「重要性の乏しいもの」については臨時報告書の提出を不要としました。</p>
39.	<p>開示府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3について、提出会社と株主が、ガバナンスや株主保有株式の処分・買増し等に関する合意・契約等を結んでいる場合であっても、株主が当該提出会社の完全親会社である場合は、少数株主保護に配慮する必要がなく開示の意義が乏しいため、契約の概要等の開示が求められていないと理解している。この点を踏まえ、株主が少数かつ全株主が当該契約の内容を認識している場合も同様に、開示の意義は乏しいと考えられるため、開示不要としていただきたい。</p>	<p>ご指摘のような場合は、開示府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3の「重要性の乏しいもの」に該当し、合意の開示義務を負わないことが明確となるよう、開示ガイドライン5-17-6を修正しました。</p>
40.	<p>開示府令第19条第2項第12号の3に規定</p>	

	<p>する合意が、金商法第166条及び第167条に定める未公表の重要事実に関連して締結されたものである場合には、案件公表まで臨時報告書の提出義務がないことを追記いただきたい。すなわち、実務上は、株券等保有割合にして5%超に相当する株式を保有する大株主からの買収提案や買増しの提案に対して、提案を受けた上場会社において検討期間を確保するための一定期間の買増しの制限を含む合意を締結することがある。</p> <p>このように、買収提案を受けた対象会社としては、その検討のためにスタンドスティルの合意をする必要があるところ、未公表の状態で行われている案件が本規制により開示するという事態につながる場合、スタンドスティルに関する合意を締結できない状態となることから、義務の例外規定を設けるべきである。例えば、当該合意が、金商法第166条及び第167条に定める未公表の重要事実に関連して締結されたものである場合には、案件公表まで臨時報告書の提出義務がないことを追記いただきたい。</p>	
41.	<p>開示府令第19条第2項第12号の3においても「重要性の乏しいものを除く」旨規定すべきであり、同号に関しても、上記パブコメ回答において示されていた「株式の処分・買増し等に関する合意を含む契約のうち、当該合意が未公表の重要事実に関連して締結されたもので、未公表の重要事実に関する交渉や検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効であるもの」についても、開示ガイドラインで言及しておくべきではないか。</p>	
42.	<p>2023年12月22日に公表された「「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」により追加が提案されている開示ガイドライン5-17-6では「法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実又は第167条第1項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する</p>	<p>ご指摘を踏まえ、開示ガイドライン5-17-6において、重要な契約の開示における「重要性の乏しいもの」に関する考え方をまとめて規定するよう修正いたしました。</p>

	<p>事実（以下「未公表の重要事実」という。）に関して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合」が「重要性の乏しいもの」に該当する旨が例示されているが、本改正案において追加が提案されている半期報告書（開示府令第4号の3様式記載上の注意(12) f・g)における「重要性の乏しいもの」にも、同様の解釈が妥当するという理解でよいか。その場合、開示ガイドラインに同様の記載を追加されたい。</p> <p>また、上記の開示ガイドライン5-17-6にも、本改正案における開示ガイドライン24の5-24-2が示す事項が「重要性の乏しいもの」に該当する旨を追加する必要があるか検討されたい。</p>	
43.	<p>開示ガイドライン24の5-24-2は、上記2023年12月22日公表のパブリックコメントに対する金融庁の考え方において示されていたものを開示ガイドラインで規定するものと理解しているが、「重要性の乏しいもの」の例示をあげるだけでなく、その判断の考慮要素について追記することを検討されたい。</p> <p>開示ガイドラインにおいて確定的な解釈を示すことが妥当ではないとしても、その判断における考慮要素などは上記パブコメ回答において示されていたところであり、それを開示ガイドラインでも記載し、一覧性を確保することが実務的には有益といえる。そこで、例えば、「当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響などを踏まえて判断することや通常の事業過程において締結されたものであるか否かなどを考慮要素の一つとすることが考えられる」などと示すことも検討されたい。</p>	ご指摘を踏まえて、修正いたしました。
	<b>▼その他</b>	
44.	2024年1月から2024年3月までに会計年度が開始される企業について、第1四半期後に四	ご理解のとおりです。



	<p>半期報告書(旧様式)を、第2四半期後に半期報告書(新様式)をそれぞれ提出した場合、その後提出する発行登録書・発行登録追補書類は新様式になると理解しているが、その際の参照書類欄には、第1四半期の四半期報告書(旧様式)の記載は不要で、第2四半期後の半期報告書(新様式)のみを記載することになるか(発行登録・発行登録追補書類の新様式の参照書類欄は【半期報告書】となっているため、第1四半期報告書の記載は不要との理解でよいか)。</p>	
45.	<p>非継続開示会社である保証会社の半期の財務情報は、被保証会社と保証会社の決算期が同じ場合、被保証会社の半期報告書には記載されない(したがって監査法人によるレビューを受けない)と理解している。このとき、仮に被保証会社が発行登録書を提出していた場合、連結会計年度開始から9か月経過後に訂正発行登録書を提出して保証会社の半期の財務情報を追加する必要はないという理解でよいか。</p> <p>また、保証会社の半期の財務情報について監査法人によるレビューが受けられない場合等には、開示の正確性の観点から発行登録書関連書類への記載を差し控えることは許容されるか。</p>	<p>継続開示会社に該当しない保証会社の半期に係る財務情報は、当該財務情報が新たに作成された場合には訂正発行登録書を提出する必要がありますが、これが作成されていない場合には訂正発行登録書を提出する必要はないと考えられます。</p>
46.	<p>有価証券報告書提出会社が割当予定先である場合の「割当予定先の状況」について、直近の有価証券報告書提出後に提出された半期報告書を参照すればよいこととされているが、本改正の適用を受ける有価証券届出書等を提出する場合において、割当予定先である有価証券報告書提出会社が、本改正の施行前に又は附則の規程に基づき本改正の施行後に、直近で四半期報告書を提出しており、それ以降に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない場合、参照すべき書類は直近で提出された有価証券報告書及び半期報告書であり、直近で提出された四半期報告書を参照する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>改正法附則第2条第3項において、旧法の規定により施行日前に提出された四半期報告書及び改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る金商法第2章(企業内容等の開示)の規定はなお従前の例によることとしており、当該規定は、割当予定先である有価証券報告書提出会社等が作成する四半期報告書についても適用されます。</p> <p>このため、割当予定先である有価証券報告書提出会社等が直近の有価証券報告書の提出以後に四半期報告書を提出している場合には、改正前の規定に従い、有価証券届出書等の提出者は、当該四半期報告書の記載を行う必要があります。</p> <p>なお、割当予定先である有価証券報告書提出</p>

		会社以外にも、手続対象者、保証会社、委託会社等、管理会社、重要な債務者又は受託者が提出する四半期報告書も同様です。
47.	<p>有価証券報告書等の様式に係る規定の適用に関して、有価証券届出書及び発行登録書（開示府令第2号様式等）は、「施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から適用（改正法附則第3条第2項の規定により、改正後の規定に基づく半期報告書を提出する会社にあつては、施行日以後最初に当該半期報告書を提出した時から適用）」と記載されているが、今回の改正の施行前に提出された発行登録書に紐づく発行登録追補書類についても、上記の規則に従い提出するという理解で良いか。または、発行登録追補書類については、新様式の第11号様式の発行登録書の提出以降に今回の改正に伴う新様式を使用する必要があるのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。発行登録書が施行日前に提出されたものであつても、その後、有価証券報告書が提出された場合には、当該有価証券報告書の提出後に提出する発行登録追補書類は、改正後の様式を使用する必要があります。</p>
48.	<p>現行の有価証券届出書（報告書）では、連結財務諸表等の「その他」の項において、「当連結会計年度における四半期情報等」を記載する規定となっている。当該規定については、本改正案においても引き継がれ、開示府令第2号様式記載上の注意(66)cにおいて、中間連結財務諸表に関する情報を記載することとされているが、当該規定は不要ではないかと思われる。なお、中間財務諸表に関する情報においても同様である。</p> <p>今回の改正によって、上場会社においては現行の四半期報告書制度から変更され、金商法の規定に基づく期中の開示は半期報告書（1回）のみとなった。このため、これまで有価証券届出書（報告書）に記載されていた「当連結会計年度における四半期情報等」についても、今後は複数の報告書（四半期報告書）を参照することなく、単一の報告書（半期報告書）を参照すれば足りる状況となり、また「累計期間」ではない「会計期間」という概念もなくなったため、本規定は廃止しても問題ないものと思われる。</p> <p>なお、当該規定は開示ガイドラインBの5-21-</p>	<p>今般の改正は、四半期報告書制度の廃止に伴い、従来、四半期の情報を記載することが求められていた事項について、半期の情報の記載を求めないように見直すものになります。そして、投資家への情報提供の観点から、四半期の情報を記載する必要がなくなったとしても、半期と年度の情報を一覽で記載する必要性は未だ失われていないと考えられるため、当該規定の削除はしないことといたしました。</p>

	5の取扱いにより、任意で四半期情報を開示することを選択する会社において参照される規定ではあるものの、そうであったとしても、全ての会社に半期情報の開示を義務付ける必要はないものと考えられる。	
49.	<p>施行日前に提出した発行登録書に第1四半期報告書及び第3四半期報告書の提出期限が記載されている場合に、施行日後に、当該第1四半期報告書及び第3四半期報告書の提出期限に係る記載を削除するための訂正発行登録書を提出する必要はないと解してよいか。</p> <p>上記と関連して、施行日前に提出した発行登録書に第2四半期報告書の提出期限が記載されている場合に、施行日後に、「第2四半期報告書」を「半期報告書」に訂正するための訂正発行登録書を提出する必要はないと解してよいか。</p>	ご理解のとおりです。
50.	<p>2024年4月1日以前に提出し、発行登録の発行予定期間が残っている発行登録書について、参照書類欄の【四半期報告書又は半期報告書】内に四半期報告書の提出予定が記載されているが、今回の改正により提出が不要となった四半期報告書の提出予定を削除する内容の訂正発行登録書は提出不要との理解でよいか。</p> <p>また、同様に半期報告書の提出予定については、既に記載されている第2四半期報告書の提出予定の記載をもって当該記載がなされているものとみなし、半期報告書の提出に伴う当該半期報告書を参照書類に追加する旨の訂正発行登録書の提出は不要という理解でよいか。</p>	
51.	今回の改正の施行前又は経過期間に提出する旧様式の発行登録書において、参照書類欄の【四半期報告書又は半期報告書】に半期報告書の提出予定を記載することで、当該半期報告書が提出された際に、参照書類に追加する旨の訂正発行登録書を改めて提出する必要はないという理解でよいか。	
52.	金商法第25条第1項の改正に伴い、発行登	ご理解のとおりです。

	録関連書類は5年の間公衆の縦覧に供されることになっているが、発行予定期間が終了した発行登録書の参照書類(訂正発行登録書で追加されたものを含む)に訂正があった場合であっても、金商法第23条の4で「発行登録を行った日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において」とあるので、訂正発行登録書の提出は不要である旨、確認したい。	
53.	金商法第25条第1項の改正に伴い、発行登録関連書類は5年の間公衆の縦覧に供されることになっているが、発行登録書を取り下げた場合であっても、当該発行登録書を用いて発行することはできないものの、公衆の縦覧には供されているという理解でよいか。発行登録書を取り下げた後も公衆縦覧に供されている場合には、当該発行登録書が取り下げられたものであることを区別できるようにしてほしい。	ご理解のとおりです。取下げ後の発行登録書については、EDINET上、取り下げられた旨が分かるように掲載を行う予定です。
54.	第4号の3様式は、金商法第24条の5第1項の表の第1号(上場会社)又は第2号(上場会社のうち特定事業会社)が作成する半期報告書に係る様式(開示府令第18条第1項第1号)になるため、同様式記載上の注意(19)中間連結財務諸表の改正案中の「期中レビュー報告書」は、「期中レビュー報告書又は中間監査報告書」(監査証明府令第3条1項)ではないか。	上場会社等のうち特定事業会社は、第4号の3様式の半期報告書において中間連結財務諸表等を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30)の規定により、第5号様式(25)から(36)までに準じて記載することになっております。そして、第5号様式記載上の注意(25)では、中間連結財務諸表には「中間監査報告書」を添付することとされております。
55.	開示府令第4号の3様式記載上の注意(18)の第2種中間(連結)財務諸表は不要と考えられる。 開示府令第5号様式が金商法第24条の5第1項の表の第3号を対象とした様式、開示府令第5号の2様式が金商法第24条の5第1項及び第2項を前提とした様式であることを踏まえると、開示府令第4号の3様式は第1種中間財務諸表を前提とした様式と考えられる。したがって、開示府令第4号の3様式記載上の注意(18)には、第2種中間(連結)財務諸表の記載は不要と考えられる。 一方で、開示府令第4号の3様式において、対象会社となる根拠条文を明確にしていない。したがって、第2種中間(連結)財務諸表を作成	第4号の3様式は、通常の上場会社等が作成する半期報告書(金商法第24条の5第1項の表の第1号)及び上場会社等のうち特定事業会社(銀行等)が作成する半期報告書(同項の表の第2号)に適用されます(開示府令第18条第1項第1号)。このうち、特定事業会社は、改正後の財務諸表等規則及び連結財務諸表規則に規定される第2種中間(連結)財務諸表を作成・開示する必要があるため、第4号の3様式において、第2種中間(連結)財務諸表に関する定めを置いているものです。

	<p>する企業においても開示府令第4号の3様式を用いることを想定しているのであれば、開示府令第4号の3様式の対象を明確にすべきである。</p>	
56.	<p>2023年10月から2023年12月までに会計年度が開始される企業について、第1四半期と第2四半期分の四半期報告書(いずれも旧様式)を提出するが、第3四半期分の四半期報告書の提出は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>●財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</p>		
<p>▼IFRS 適用企業の取扱い</p>		
57.	<p>IFRS任意適用会社の半期報告書に、3か月の会計期間に係る損益計算書及び包括利益計算書の開示が必要になるケースについて確認させていただきたい。</p> <p>半期報告書は6か月の中間会計期間を対象とした書類であるため、基本的には3か月の会計期間情報の開示は不要と考えられる。しかし、例えば第1四半期決算短信にIAS第34号に基づくすべての開示項目を記載して公表した場合や、四半期開示制度見直し後の適用初年度における12月～2月決算会社のように、半期報告書の提出前にIAS第34号に基づいた四半期報告書を提出している場合、または第1四半期決算短信に監査人のレビューを受けた場合など、一定のケースでは、半期報告書においても3か月の会計期間情報の開示が必要になるのか確認させていただきたい。</p> <p>また、本改訂に伴い、第4号の3様式の「主要な経営指標等の推移」では、3か月の会計期間に係る一定の経営指標等の記載が要求されなくなったが、上記のように中間財務諸表の本表に3か月の会計期間情報を開示することになった場合であっても、「主要な経営指標等の推移」に3か月の会計期間に係る経営指標等を記載する必要はないという理解で問題ないか確認させていただきたい。</p>	<p>半期報告書は6か月の中間会計期間を前提とした書類となります。</p>
58.	<p>IFRS適用会社について、IAS第34号「期中財務報告」に基づき、従来の四半期報告書制度</p>	

	<p>では累計及び会計のPL等の開示をしてきたが、金商法上では半期報告書制度のため、累計(6か月間)のPL等の開示のみ求められるという理解で良いか。</p> <p>なお、3Q短信で累計及び会計を開示することを前提に、従来どおり任意に会計期間のPL等を掲載することも可能か。この場合の記載場所(【経理の状況】か【その他】か)、XBRLの要否を明らかにしていただきたい。</p>	
▼比較情報の取扱い		
59.	<p>財務諸表等規則第130条及び連結財務諸表規則第96条において、比較情報の作成が定められている。しかしながら、第1種中間(連結)財務諸表は本改正案によって作成が求められたものであり、前期の比較情報は存在していないため、第1種中間財務諸表を初めて作成する場合の比較情報の作成方法について明確にすべきと考えられる。</p> <p>中間会計基準(案)及び同適用指針(案)の開発方針が、第1種中間(連結)財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的には四半期会計基準及び同適用指針の会計処理及び開示を引き継ぐこととされている。したがって、中間会計基準(案)で開示される内容は、四半期会計基準と同等であることを踏まえると、比較情報は中間会計基準(案)に基づいて作成する必要はなく、中間財務諸表等の比較情報は前第2四半期報告書を開示すれば足りると考えられる。</p> <p>また、開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(5)主要な経営指標等の推移で求められている前年の中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移についても前第2四半期報告書における開示をすれば足りると考えられる。</p> <p>この点について、府令又はガイドライン等で明確にしていきたい。</p>	<p>比較情報は、財務諸表利用者の理解に資するため当期財務諸表の一部を構成するものとして記載することを求めており、財務諸表等規則等の本則規定上は会計方針の変更時において比較情報の記載を免除する規定は設けていません。</p> <p>他方、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合に、その実務上の負担などへの配慮から、例外的に附則において適用初年度における比較情報を不要としたケースも存在します。</p> <p>今回の改正において①四半期報告書を提出していた上場会社(上場特定事業会社を除く。)が第一種中間(連結)財務諸表を含む半期報告書を提出する場合は、四半期報告書制度から半期報告制度への移行という制度変更に伴うものであり、制度としての連続性は途絶えています。中間会計基準等の経過措置により四半期会計基準での処理をそのまま継続することが可能と考えられます。したがって、前第2四半期(連結)累計期間と同一の会計処理を継続していれば、前第2四半期(連結)累計期間の情報を修正することなく比較情報として掲載が可能であると考えられることから、比較情報を不要とする附則を設けないこととしました。</p> <p>また、今回の改正を契機に従前とは異なる会計方針を採用した場合は、新しい中間会計基準を適用するものであるため、会計方針の変更には当たらないと考えられますが、当中間(連結)会計期間への影響が大きい場合には、追加情報として、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記に準じて税引前中間純損益に対する前中</p>
60.	<p>非上場会社は、本改正案によって第1種中間(連結)財務諸表を作成することを選択できるようになっている。しかしながら、従前は第2種</p>	

	<p>中間(連結)財務諸表を作成していた会社が第1種中間(連結)財務諸表を作成することとなったときの比較情報の取扱い(本改正案の適用初年度を含む。)は明確になっていない。</p> <p>比較情報について、中間会計基準(案)を遡及して比較情報を作成することは実務上相当程度の困難性を伴うものと考えられるので、前中間会計期間又は前中間連結会計期間における第2種中間(連結)財務諸表(本改正案の適用初年度における中間(連結)財務諸表を含む。)を比較情報として掲記すれば足りる(中間(連結)財務諸表本表については別表として2期分を掲記する)と考えられる。</p> <p>この点について、府令又はガイドライン等において明確にしていきたい。</p>	<p>間(連結)会計期間における影響額などを注記することが考えられます。</p> <p>なお、比較情報の作成に当たっては、中間会計基準第38項が適用されるものと考えられます。</p> <p>②四半期報告書を提出していた上場特定事業会社が第二種中間(連結)財務諸表を含む半期報告書を提出する場合は、いずれも中間作成基準に準拠して作成されるものであり、通常は前期の情報を修正することなく比較情報として掲載可能と考えられることから、比較情報を不要とする附則は設けないこととしました。また、今回の改正を契機に従前とは異なる会計方針を適用した場合は、会計方針の変更の注記を検討することになります。</p> <p>今回の改正において③半期報告書を提出して</p>
61.	<p>令和5年金商法等改正に伴い半期報告書を初めて作成し提出する場合、①から③の会社において比較情報の作成が求められるか確認したい。また、比較情報が必要である場合は、前第2四半期連結累計会計期間又は前中間連結会計期間における会計方針とは異なる会計方針を適用した場合(例えば、有価証券の減損処理について、従来四半期切放し法を採用している会社が中間切放し法又は洗替法を採用する場合や従来中間切放し法を採用している会社が、洗替法を採用する場合)の取扱いを確認させていただきたい。</p> <p>① 四半期連結財務諸表を含む四半期報告書を提出していた上場会社で、今後、第1種中間連結財務諸表を含む半期報告書を提出する会社(金商法第24条の5第1項に追加された表の第1号)</p> <p>② 中間連結財務諸表を含む四半期報告書を提出していた上場特定事業会社で、今後、第2種中間連結財務諸表を含む半期報告書を提出する会社等(金商法第24条の5第1項に追加された表の第2号)</p> <p>③ 中間連結財務諸表を含む半期報告書を提出していた非上場会社で、今後、第1種中間連結財務諸表を含む半期報告書を提出する</p>	<p>いた非上場会社が第一種中間(連結)財務諸表を含む半期報告書を提出する場合は、準拠する会計基準が中間作成基準から中間会計基準に変わりますが、中間会計基準は中間作成基準より簡便的な会計処理が多く認められているものであるため、前中間(連結)会計期間と同一の会計処理を継続していれば、前中間(連結)会計期間の情報を修正することなく比較情報として掲載が可能であると考えられることから、比較情報を不要とする附則は設けないこととしました。また、今回の改正を契機に従前とは異なる会計方針を採用した場合は、新しい中間会計基準を適用するものであり、①と同様となります。</p> <p>なお、開示府令第4号の3様式における主要な経営指標等の推移の記載については、ご理解のとおりです。</p>

	会社(金商法第24条の5第1項ただし書)	
	▼その他	
62.	<p>連結財務諸表規則第214条には、読替規定があり、同規則第15条の12第4項にあてはめると「前中間連結会計期間に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当中間連結会計期間において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直し内容及び金額を注記しなければならない。」となるが、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が前連結会計年度の下期に行われた場合の取扱いが明確ではないため明らかにしていただきたい。</p> <p>また、財務諸表等規則第228条についても同様に確認したい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、連結財務諸表規則第214条の読替規定について、「同条第一項から第三項までの規定中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と」に修正するとともに、「同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。」との記載とすることで、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が前連結会計年度の下期に行われた場合の取扱いを明確にいたしました。(財務諸表等規則第228条についても同様。)</p>
63.	<p>中間(連結)財務諸表には、従前の四半期(連結)財務諸表に相当するものと、現行の中間(連結)財務諸表に相当するものが規定されることになったため、各々「第1種」、「第2種」が付され、いずれの制度によるものかが、条文上で区分できるようになっている一方で、個別の財務表については「第1種」、「第2種」の区別がなされていない。</p> <p>例えば、一部の財務表のみを対象に任意の期中レビューを実施する場合、貸借対照表を例にとると、単に条文上「中間貸借対照表」とされているのみであるとすると、これが第1種中間財務諸表に係るものであるのか、第2種中間財務諸表に係るものであるのかが明らかではなく、期中レビューの対象となる財務表が特定できない事態が生じかねない。このため、中間貸借対照表などの個別の財務表についても「第1種」「第2種」を付す必要がないかどうかご検討いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>改正により、従前の四半期財務諸表に相当するものと従前からの中間財務諸表に相当するものの2種類の中間財務諸表が存在することになったため、条文上これらを区分したものとなります。</p> <p>ご指摘の点に関しては、半期報告書の経理の状況の冒頭を除き、従来どおり一般名称としての中間財務諸表としており区分を設けておりません。よって、個別表についても「第1種」、「第2種」という区分は必要ないものと考えられます。</p>
64.	<p>財務諸表等規則第129条第1項及び連結財務諸表規則第94条第1号では、原則として、年度の(連結)財務諸表の作成に当たって適用となる会計処理の原則及び手続に準拠して作成すべきとされている。一方で、中間会計基準(案)第11項及び第26項においては、原則とし</p>	<p>財務諸表等規則第1条第1項では、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとしているところ、企業会計基準委員会が作成する中間会計基準は同規則第1条第3項により一般に公正妥当と認められる企業会計の</p>



	<p>て、年度の(連結)財務諸表の作成に当たって適用となる会計処理の原則及び手続に準拠して作成すべきと規定されるとともに、各々のただし書きにおいて、一定のケースでは簡便的な会計処理を行うことができるとされている。</p> <p>現状の条文では、簡便的な会計処理の適用が明示されておらず、年度と同様の会計処理の原則及び手続によると読み取られるおそれがあるため、中間会計基準(案)第11項ただし書き及び第26項ただし書きの定めを反映する必要がないか、ご検討いただきたい。</p>	<p>基準として指定する予定としているため、ご指摘のおそれは従来どおり生じないものと考えられます。なお、中間会計基準においては、企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限りにおいて簡便的な会計処理によることができるものとされておりますので、その採否によって財務諸表利用者の判断に大きな影響は生じないものと考えられます。</p>
65.	<p>財務諸表等規則第129条第2項は、廃止前の中間財務諸表等規則の規定を引き継ぐように、前事業年度の会計方針との継続性のみを求める形となっている。一方で、中間会計基準(案)第12項及び第27項では、会計方針の継続性に関して、前事業年度及び前連結会計年度の会計方針のみならず、前中間会計期間及び前中間連結会計期間の会計方針との継続性も求められる定めとなっている。これは企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の定めを引き継いで、幾つかの項目については中間財務諸表における会計方針として定める(中間特有の会計処理、有価証券の減損処理、棚卸資産の評価など)ことを反映していると思われるが、本改正案においてはこの点が反映されていない。</p> <p>中間会計基準(案)と整合させて、前事業年度及び前連結会計年度の会計方針のみならず、前中間会計期間及び前中間連結会計期間の会計方針との継続性を求める規定とすべきと考えられる。(連結財務諸表規則第94条第4号も同じ。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、会計方針の継続性に関して、前中間会計期間及び前中間連結会計期間の会計方針との継続性も求められる規定となるよう修正いたしました。</p>
<p>●株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令</p>		
66.	<p>大量保有報告府令の改正案について、以下の4種類の情報が「金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知し、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報」に該当するか確認したい。</p>	<p>金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報については記載することが可能です。使用可能な情報については、大量保有報告の提出者において金融商品取引所の規則を確認し、</p>

	<p>(1)任意の開示として行われた適時開示(2020年11月版東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック51ページ)に発行済株式総数が記載されている場合の当該適時開示、</p> <p>(2)義務的適時開示において、必要的記載事項ではないが任意的に発行体が発行済株式総数を記載した場合(例えば、親会社や支配株主の異動に関する適時開示の場合、臨時報告書も含め、東証のひな型どおり、発行済株式総数の記載がないケースが多いが、株式会社アスマークの事例など、発行済株式総数の記載があるものもある)の当該情報、</p> <p>(3)東証上場会社情報サービス「上場会社詳細(基本情報)」に表示されている発行済株式数、</p> <p>(4)株式会社日本取引所グループが株式会社QUICKから情報提供を受けて提供している「株価検索サイト」において提供されている発行済株式数</p>	<p>適切に判断いただく必要がありますが、令和6年3月27日現在における東京証券取引所の例では、有価証券上場規程第414条に基づき、T D n e tに掲載された情報は使用可能であると考えられます。このため、(1)及び(2)については使用可能、(3)及び(4)については使用不可と考えられます。</p>
67.	<p>大量保有報告府令の改正案について、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号により発行体が公開買付者の要請に基づき行った適時開示が「金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知し、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報」に該当するのか。</p> <p>「公開買付けの開始に関するお知らせ」において言及される発行済株式総数は、通常、既に発行体が有価証券報告書等で開示済みの数字であり、この書面の記載に依拠して保有割合を算出することは考えにくいため確認したい。</p>	<p>個別の事案によりますが、発行者が適時開示において他者が作成した文書の一部を引用し、又は当該文書を添付する場合には、これらに記載された情報は基本的に「金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報」に該当しないと考えられます。</p>
68.	<p>発行済株式等総数につき、わからない場合には、「金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知し、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報」を記載しても差し支えない旨定められているが、これは、金融商品取引所の規則により提出されるものであれば、いわゆる四半期決算短信に限らず、その他の情報(例</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>例えば、東京証券取引所の有価証券上場規程第402条等に基づき行われる会社情報等の適時開示のいずれか)であれば、いずれの情報を記載することでよいという理解でよいか。</p>	
69.	<p>大量保有報告府令について、金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループにおいて、大量保有報告制度の実効性を確保するための方策の要否及びその内容が議論されており、当局による取締りを強化すべきという意見が多く出されている。</p> <p>しかしながら、投資する側としては、現在の制度のもとで「間違いが一切ない」対応を目指すのは大変困難な状況と考えている。例えば、いわゆるポートフォリオマネジメントシステムに発行済株式総数のデータが入っており、これらの数字は、直近の報告書等の数字ではなく、デイリーで更新される。ただ、正確性は保証されておらず、これらの数字を使って大量保有報告の管理を行った場合、比率などについて、誤りが生じる可能性がある。投資している企業数が限定的であれば、半期報告書等に記載された数字等を手元で管理して計算することも可能であるが、インデックスファンドを運用するなど投資先が多数にのぼる場合、このような対応は困難と思われる。</p> <p>取締りに際しては、個別事案に応じて判断するものと思料するが、当局による取締りを強化する場合、上記のような点もご考慮いただきたい。または、金融商品取引所の規則の改正などにより、上場企業に対し、発行済株式総数と議決権総数のデイリー(午前中)での開示を義務付け、そのデータを運用会社やポートフォリオマネジメントシステムの提供会社が、社内システムに容易に取り込めるような仕組みづくりの構築も検討いただけるとありがたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>●発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p>		
70.	<p>公開買付者が直近で四半期報告書を提出しており、その後、本改正案に基づく改正法令の施行後に半期報告書又は有価証券報告書が提出されていない場合であっても、直近で提出</p>	<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の改正については、経過措置として、施行日前に旧金融商品取引法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により</p>

	された第1四半期又は第3四半期に係る四半期報告書に記載された四半期(連結)財務諸表等を記載する必要はないという理解でよいか。	提出された四半期報告書に係る改正後の同府令第2号様式及び第6号様式の適用については、なお従前の例による旨を定めております。つきまして、ご指摘の事例については記載が必要であると考えられます。
71.	株券等所有割合がわからない場合において、大量保有報告書と同様に、「金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知し、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報」を記載することを許容する旨の記載を追加してはどうか。	貴重なご意見として承ります。
<b>●その他</b>		
72.	主要行等、中小・地域金融機関、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等においても四半期報告書への言及があるが、これらも別途改正を行う予定という理解で良いか。	ご理解のとおりです。主要行等、中小・地域金融機関、金融商品取引業者等向け、系統金融機関向けの総合的な監督指針につきましても、四半期報告書に関する用語が含まれていたことから、所要の改正を行いました。
73.	「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」で規定されている有価証券届出書、半期報告書の改正後の規定の適用は、開示府令で規定されている有価証券届出書等の適用日と同一との認識でよいか。	ご理解のとおりです。
74.	定期的な報告書(四半期報告書・半期報告書・年次報告書等及び臨時報告書)の様式においては、法人番号の記載を行わせるべきと考える。その方が、行政にも市民にも良いはずであるし、能率の向上や公正性の向上が期待出来るはずである。	貴重なご意見として承ります。